

成田市総合保健福祉計画

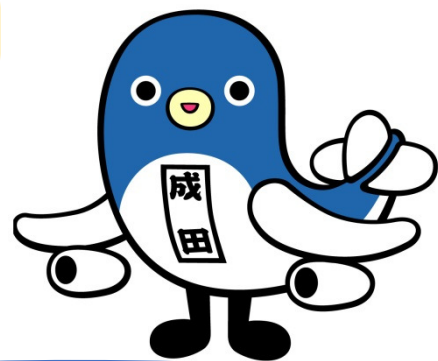
【令和3(2021)年度~令和8(2026)年度】

【概要版】



健康で笑顔あふれ

共に支え合うまち 成田



令和3年3月
成田市

1 計画策定の趣旨

本市では、平成21(2009)年3月に「住みなれた地域で安心して暮らせる交流ふれあいのまち 成田」を基本理念として『成田市総合保健福祉計画』を策定、さらに平成27(2015)年3月には地域福祉として保健福祉施策を横断的に取り組む施策をとりまとめたものとして改定を行い、計画に沿った事業を展開しながら、保健福祉の向上を図ってきました。



その間、我が国では、社会的な孤立や貧困問題の社会課題化、ダブルケア^{*1}、8050問題^{*2}など個人が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化してきており、従来の社会保障の仕組みでは十分に対応できないケースの増加が大きな課題となっています。加えて、人口減少、高齢化の進行や血縁・地縁・社縁といった共同体の希薄化により、地域福祉を担う人の負担増や人材不足も大きな課題となっています。

これらのことを受け、「市民の一人ひとりが地域の中で生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域社会」として『地域共生社会』の実現を目指していくこととし、関連各法の改正が行われてきました。



本計画は、この「地域共生社会」構築の動向を踏まえ、成田市に住むすべての市民が安心して医療・保健・福祉のサービスを利用し、自分が望む、自分らしい生活を送ることができるよう、保健福祉関連施策を総合的かつ計画的に進めるために策定するものです。

*1 「ダブルケア」とは、育児と介護を同時期に担うことです。

*2 「8050問題」とは、80歳代の親が50歳代のひきこもりの子どもと生活し、社会的孤立、生活困窮などの課題を抱える社会問題のことです。

2 計画の期間

本計画は、令和3(2021)年度を初年度とし、令和8(2026)年度までの6年計画とします。



3 計画の位置づけ

本計画は次のような性格を持っています。

- 本計画は、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉計画」、障害者基本法第11条第3項に基づく「障害者計画」、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく「基本的な計画」として位置づけます。
- 本計画は、国の「子ども・子育てビジョン」及び「健康日本21（第2次）」を踏まえて策定しています。
- 本計画は、上位計画の成田市総合計画「NARITAみらいプラン」をはじめ、関連する本市の他の計画との整合性を図り策定しています。
- 本計画は、本市の保健福祉推進の目標であると同時に、すべての市民が健康づくりや福祉の問題について論議を深め、家庭、学校、地域社会、団体、企業、行政等が一体となって取り組みを進めるための指針として位置づけられるものです。
- 本計画は、保健福祉にかかわる施策を体系化し、保健・医療・福祉、教育、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的に展開を図るものです。

4 SDGs（持続可能な開発目標）の視点

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27(2015)年に国連において採択された、すべての国がその実現に向けて目指すべき目標のことです。「誰一人取り残さない」ことを基本理念として掲げており、貧困撲滅や差別解消、環境と調和した都市整備など、17の分野別目標が掲げられています。



また、「NARITAみらいプラン」では、「第2期基本計画にSDGsの理念を取り入れ、各種施策の展開を通じて、『誰一人取り残さない』社会の実現を目指し、地域課題の解決に取り組んでいきます。」と明記されています。

本計画においても、貧困問題、母子保健をはじめとする健康づくり、虐待の防止や協働の考え方など重なる分野があることから、SDGsの視点を取り入れて「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すものとします。

5 成田市の現況

●総人口

総人口は毎年増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

平成27（2015）年 令和2（2020）年
131,564人 → **133,161人**

資料：住民基本台帳（3月末）

●子ども

子ども（18歳未満）の数は年々減少しています。

平成27（2015）年 令和2（2020）年
22,420人 → **21,093人**

資料：住民基本台帳（3月末）

●障がい者

身体障害者手帳所持者数は横ばいとなっていますが、療育手帳所持者（知的障害）と精神障害者保健福祉手帳所持者は増加しています。

平成27（2015）年 令和2（2020）年
 （身） **3,235人** → **3,261人**
 （療） **834人** → **973人**
 （精） **883人** → **1,216人**

資料：障がい者福祉課（3月末）

●高齢者

高齢者数（65才以上人口）は年々増加し続け、令和2年時点で高齢化率は23.0%となっています。

また、要介護認定者数も増加し続けています。

平成27（2015）年 令和2（2020）年
 （高） **26,703人** → **30,638人**
 （要認） **3,534人** → **4,264人**

資料：住民基本台帳・介護保険事業状況報告（3月末）

●成田市の保健福祉で重要なこと（アンケート調査結果より）

	市民（20～64歳） （回答者518人）	高齢者（65歳以上） （回答者2,577人）	障がい者 （回答者1,235人）
1位	交通の利便性確保 41.9%	交通の利便性確保 40.5%	家族等の急な体調不良などに対応できる、緊急時の受け入れ体制 56.7%
2位	災害時の避難誘導体制の整備 36.9%	自宅での生活を支援する在宅福祉サービス 34.2%	災害などが発生したときに、障がい者児が安心して過ごせる仕組み 52.1%
3位	何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制 36.3%	何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制 34.1%	移動手段の充実やタクシー助成券の交付など移動に関する負担の軽減 46.1%



6 計画の理念・体系図

健康で笑顔あふれ 共に支え合うまち 成田

「NARITAみらいプラン第2期基本計画」の施策の体系を踏まえ、「健康で笑顔あふれ 共に支え合うまち 成田」を基本理念に掲げ、「地域共生社会」という新たな地域社会のあり方を市民とともに考え、子どもや大人、高齢者といった世代の違い、障がいの有無や国籍などにかかわらず、市民一人ひとりの尊厳が大切にされ、お互いに認め合い、支え合いながら生活が続けられる地域社会の構築を目指します。

また、基本理念のもと、各施策を推進するための基本目標を次のように定めるとともに、この基本理念・基本目標の実現に向けて施策体系に沿った取り組みを展開します。

- (1) やさしさと思いやりに満ちた支え合いのまちづくり
- (2) 安心して子どもを産み育てられるまちづくり
- (3) 健康で笑顔あふれるまちづくり

■ 計画の全体像

【基本理念】

健康で笑顔あふれ 共に支え合うまち 成田



【基本目標】

- (1) やさしさと思いやりに満ちた支え合いのまちづくり
- (2) 安心して子どもを産み育てられるまちづくり
- (3) 健康で笑顔あふれるまちづくり

【施策の体系】

- 1 地域福祉の推進
- 2 自立・就労支援の推進
- 3 子どもと子育て家庭の保健福祉の推進
- 4 成人・高齢者の保健福祉の推進
- 5 障がいのある人の保健福祉の推進

7 施策の内容

施策
1

地域福祉の推進



1. 包括的な支援体制の構築

- | | |
|------------------------|---|
| (1) 断らない（包括的）相談支援体制の構築 | ○重層的支援体制の構築を見据え、利用者の相談を「断ることのない」支援体制を構築します。 |
| (2) 地域包括ケアシステムと生活支援の充実 | ○医療関係団体と連携を強化し、介護・医療サービスを継続的・一体的に提供できる体制の構築を図ります。 |

2. 多様な支援を育むまちづくり

- | | |
|-------------------------|---|
| (1) 福祉意識の啓発 | ○福祉の重要性などについて広報・啓発に努めるとともに、子どもの頃から学習する機会の充実を図ります。 |
| (2) 地域ごとの課題解決に向けた仕組みの検討 | ○地区活動組織の活動支援を行うとともに、地域と行政が協働して課題解決に取り組めるよう、協議体の設置を検討します。 |
| (3) 福祉人材の育成・確保 | ○外国人介護人材を受け入れるための体制整備の検討などを進めるほか、資格取得のための研修機会及び定着支援のための取り組みを進めます。 |

3. 活動しやすい地域づくり

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 民生委員・児童委員の活動支援 | ○民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、業務負担の軽減のため、実態把握や役割の見直しを進めます。 |
| (2) ボランティアの活動支援 | ○市民の自発に基づくボランティア活動の支援を行うとともに、支援を必要とする人と活動したい人を結びつけるコーディネート機能の強化を図ります。 |

4. 安心して暮らせる環境づくり

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 地域の居場所づくり | ○地域ごとに住民が集い、安心できる居場所として実感できる場の整備を進めます。 |
| (2) 権利擁護と虐待防止の推進 | ○成年後見制度の普及啓発を図り、利用を促進します。
○庁内関係課や関係機関と連携し、虐待の未然防止及び早期発見対応を図ります。 |
| (3) 避難行動要支援者支援の推進 | ○避難行動要支援者同意者名簿への登録を促進するため、制度の周知を図ります。
○福祉避難所の設置を促進します。 |
| (4) 移動支援の推進 | ○移送サービスなどの利便性向上を図ります。 |


 施策
2

自立・就労支援の推進



1. 生活困窮者支援の推進

<p>(1) 経済的支援・生活支援の推進</p>	<p>○低所得者や、生活保護に至る前の生活困窮者の自立に向け、暮らしサポート成田を中心に、相談、就労支援や家計改善支援など、必要な生活支援を行います。</p> <p>○すべての市民の地域生活を保障するため、経済的な理由で生活が困難に陥った人を対象に、生活保護制度により支援していきます。</p>
<p>(2) 子どもの貧困対策の推進</p>	<p>○ひとり親家庭等で経済的な支援が必要と認められる生活困窮者に対して、就労相談や就労訓練の場を提供するなど、自立に向けた支援を行います。</p> <p>○家庭の経済状況により子どもの「学ぶ機会」に格差が生じることがないように、生活困窮世帯の子どもに対して学習支援事業を実施します。</p>

2. ひきこもり対策・再犯防止の推進

<p>(1) ひきこもり対策の推進</p>	<p>○ひきこもりの人などが、再び社会とのつながりを取り戻せるよう、暮らしサポート成田を中心に相談支援を行い、生活の状況を把握するとともに、一人ひとりの状況や意向に配慮しながら、社会復帰に向けた支援につなげます。</p> <p>○社会復帰に向けたファーストステップとして、地域における交流の場を提供します。</p> <p>○ひきこもりの人の家族支援として、日頃の悩みや思いなどを語り合い、利用できる社会資源の情報交換ができる場を提供します。</p>
<p>(2) 再犯防止対策の推進</p>	<p>○罪を犯してしまった人が立ち直り、再び社会に参加できるよう、関係機関・支援団体と連携し、地域における意識啓発を行うとともに、社会復帰に向けた支援体制を整備します。</p> <p>○地方公共団体は再犯の防止等に関する施策の推進等に関する計画（地方再犯防止推進計画）を、関係支援団体と協議し、策定について検討します。</p>



1. 子どもの健康づくりと福祉の充実

(1) 母子保健・医療体制の充実	○母子保健サービスの充実に努めます。また、医療機関等との相互連携・協力のもと、発達の遅延などが疑われる幼児を早期に支援し、治療につなげるとともに、あわせて保健指導などの充実に努めます。
(2) 障がいのある子どもへの支援	○保健・医療・福祉が連携し、発達の遅延などが疑われる幼児を早期に支援し、適切な療育が受けられるよう相談体制の充実に努めるとともに、障がいのある子どもの訓練や指導など支援体制の充実に努めます。
(3) 健康教育の充実	○生活習慣病が増加傾向にあることから、生活習慣病に関する学習を強化し、あわせて、学童期の薬物乱用を防止するため、薬物の乱用防止に関する学習を強化します。

2. 子どもがのびのび育つまちづくり

(1) 子どもの豊かな遊びと体験機会の充実	○年齢の違いや障がいの有無等にかかわらず、子どもたちの個性と豊かな可能性を伸ばし、子どもたちが自由に、元気に遊べる環境づくりを推進します。
(2) 子どもの人権の尊重	○家庭児童相談室において、関係機関と連携し児童虐待防止に向けた取り組みを強化します。

3. 子育て家庭への支援

(1) 地域における子育て家庭への支援	○子育て支援センターの充実に努めるとともに、保育園や幼稚園の相談機能の充実や園開放等により、地域における子育て支援の充実に努めます。
(2) 子育て家庭への経済的支援	○幼児教育・保育の無償化、児童手当の支給や医療費の助成などを行います。

4. 子育てと仕事の両立支援

(1) 多様な保育サービスの充実	○保育受入れ枠の拡充や、一時保育など弾力的で多様な保育サービスの充実に努めます。
(2) 放課後児童の健全育成	○支援員の確保及び資質向上に取り組むとともに、地域の実情に合わせて児童ホームの整備・拡充に努めます。
(3) ワークライフバランスの促進	○仕事と育児の両立支援のための制度の一層の利用促進と普及・啓発を図るなど、就労環境づくりに努めます。



施策
4

成人・高齢者の保健福祉の推進



1. 健康づくりの推進

(1) 成人保健の推進	○市民一人ひとりが健康について関心を持ち、意識を高めていけるよう、効果的な情報提供体制の充実を図るとともに、気軽に健康教育や健康相談が受けられる体制づくりに取り組みます。
(2) 積極的な健康づくり	○健康寿命の延伸を目指すとともに、運動習慣の定着化を図り、生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりを行い、それぞれのライフステージに応じた健康づくり事業やスポーツ活動の推進に努めます。
(3) 介護予防・地域リハビリテーションの推進	○介護予防に関する知識の普及・啓発を図り、一人ひとりが日常的に介護予防に取り組めるプログラム等を提供するなど、介護予防の充実に努めます。

2. 生きがいづくりの推進

(1) 社会参加・生きがいづくりの推進	○高齢者の就労機会の拡充を図るとともに、高齢者の生きがいや地域社会での社会貢献活動につながるよう、より実践的な生涯学習、スポーツ、世代間交流、ボランティア活動などを支援していきます。
---------------------	---

3. 住みなれた場で生活を続けられる環境づくり

(1) 介護サービスの充実と地域包括ケアシステムの構築	○介護サービス利用者の選択肢を広げるため、サービス提供事業者の新規参入や業務拡大を働きかけます。
(2) 認知症高齢者への包括的な支援	○認知症になっても住みなれた地域で生活ができるよう、認知症地域支援推進員を配置するなど、支援体制の充実を図ります。 ○「認知症初期集中支援チーム」が、必要な医療や介護の導入・調整や家族支援などの初期支援を包括的かつ集中的に行い、自立生活のサポートを行います。
(3) 生活支援の充実	○ひとり暮らしや高齢者のみの世帯に対し、在宅生活を支援し安否確認等を行うため、配食サービスや緊急通報装置の設置などの福祉サービスの充実を図ります。 ○閉じこもり防止のため、地域での交流活動や機能訓練事業の充実を図ります。

障がいのある人の保健福祉の推進



1. 豊かな生活を支える福祉の充実

(1) 地域生活の支援体制の整備	○関係機関が連携し、障がいのある人や子ども一人ひとりのライフステージに応じて、適切で一貫した支援の充実を図ります。
(2) 福祉サービスの充実	○地域で自立した生活を続けるために、訪問系サービスや日中活動系サービス等の在宅サービスの質の向上及び量の拡充に努めます。 ○グループホーム（共同生活援助）の整備を進め、その運営を支援します。

2. 安心して暮らせる保健・医療の充実

(1) 早期発見・早期療育の推進	○障がいや障がいを伴う疾病がわかった子どもに対し、早期に適切な治療・療育が行えるよう、医療機関などとの連携を強化します。 ○発育についての不安や悩みを気軽に相談でき、継続的な指導・支援が行える体制の充実を図ります。
(2) 保健医療体制の充実	○機能回復・機能低下防止のため、関係機関が連携・協力し、総合的なリハビリテーションを進めます。 ○医療機関・保健所等と連携し、身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病疾患など、さまざまな障がい・病気に対する相談・支援体制の充実を図ります。

3. 個性と可能性を伸ばす保育・教育・生涯学習の充実

(1) 障がいのある子どもの保育の充実	○障がい児保育の充実を図るとともに、職員等の資質向上を図るため、支援体制の充実を図ります。
(2) 学校教育の充実	○特別支援教育支援員や養護補助員の配置など、指導体制の充実、教職員の資質向上を図ります。
(3) 就労支援及び生涯学習・スポーツ・レクリエーションの振興	○障害者就業・生活支援センター等と連携し、障がいのある人の雇用の職域等の拡大や就労定着に向けた制度の利用促進を働きかけます。 ○障がいのある人の文化・芸術活動の機会拡大に努めるとともに、スポーツ活動等の充実を図ります。



8 計画の推進に向けて

①計画の推進

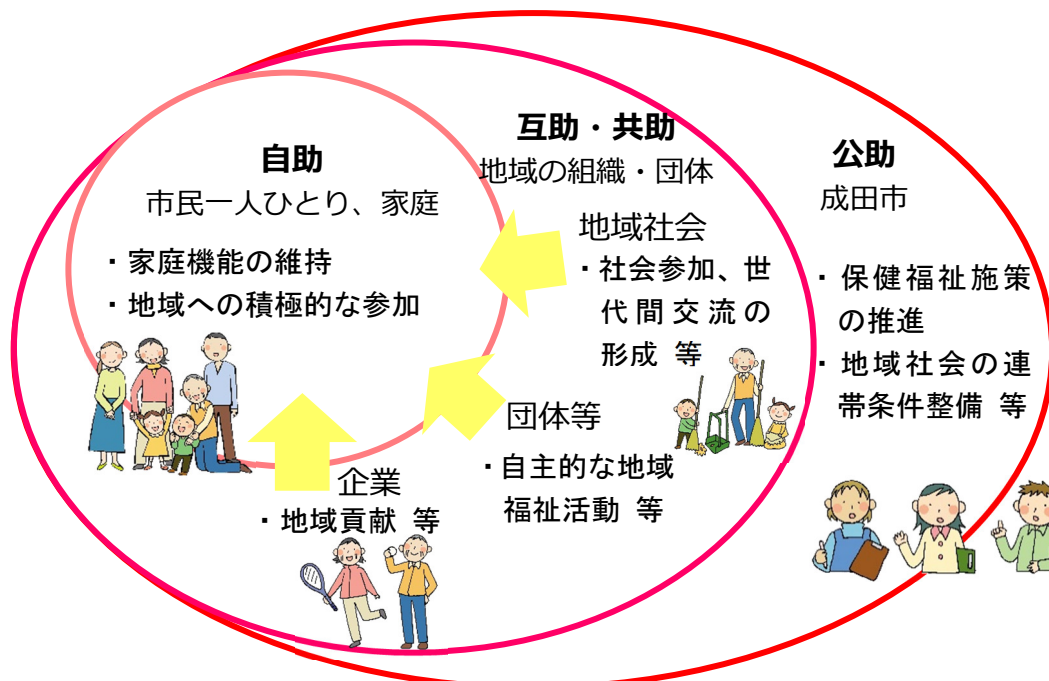
計画を実施していくにあたっては、進行管理を含めた推進体制を整える必要があります。このため、本市ではPDCAサイクルの考え方にに基づき、年度ごとに計画の達成状況を点検・把握し、評価を行うとともに、「成田市保健福祉審議会」に対し報告を行い、意見等を求め必要な対策を講じることで、計画の着実な推進を図ります。

庁内においては、今後、本計画の実現に向けて、子どもから高齢者に至るまで、ライフステージに応じてきめ細やかな保健福祉サービスを総合的・一体的に提供できるよう、庁内の福祉・保健・教育・商工・都市計画など関係する部課の連携をより一層強化しながら、施策の推進を図ります。そのための第一歩として、庁内で連絡調整を行い、体制の構築に努めてまいります。

②市民・行政等の役割分担

限りある地域資源、マンパワー、財源を有効に活用し、保健福祉施策を推進していくためには、市民・地域社会・関係団体・事業者・行政等が、お互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となり、総合的・長期的な視点から取り組んでいくことが必要です。

成田市では、そうした各主体がそれぞれの役割を果たし、協働することで、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」による重層的な保健・福祉の推進体制を構築し、基本理念の実現を目指します。



成田市総合保健福祉計画
－ 概要版 －

発 行：成田市

編 集：成田市福祉部社会福祉課

〒286－8585

千葉県成田市花崎町760番地

(電話：0476-20-1536)

発行年月：令和3（2021）年3月

登録番号：20-060